

特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護

利用契約書

◆◆目次◆◆

第1条（契約の目的）	第17条（契約の終了）
第2条（契約期間）	第18条（損害賠償）
第3条（運営規程の概要）	第19条（損害賠償がなされない 場合）
第4条（特定施設・介護予防特定施設サービス計画の作成・変更）	第20条（乙の責任によらない サービスの実施不能）
第5条（特定施設入居者生活介護サービスおよび介護予防特定施設入居者生活介護サービスの内容及びその提供）	第21条（身元引受人）
第6条（身体拘束その他の行動制限）	第22条（合意管轄）
第7条（介護の場所）	第23条（契約の定めのない事項）
第8条（協力義務）	
第9条（苦情解決）	
第10条（緊急時の対応）	
第11条（費用）	
第12条（法定代理受領サービスの同意）	
第13条（他の居宅サービスの利用）	
第14条（守秘義務）	
第15条（甲の解除権）	
第16条（乙の解除権）	

軽費老人ホーム（ケアハウス）和風荘

ご契約者_____を甲とし、
事業者 社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団 軽費老人ホーム（ケ
アハウス）和風荘を乙とし、下記の通り特定施設入居者生活介護及び
介護予防特定施設入居者生活介護利用契約を締結します。

第1条 （目的）

乙は、介護保険法関係法令の定めるところにより、甲に対し、この契約の定めるところに従って、指定を受けた当該事業所において、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

第2条 （契約期間と更新）

この利用契約の契約期間は、平成____年____月____日から平成____年____月____日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示が無い場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

第3条 （運営規程の概要）

乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

第4条 （特定施設・介護予防特定施設サービス計画の作成・変更）

乙は、本施設の計画作成担当者に、甲のための特定施設・介護予防特定施設サービス計画を作成する業務を担当させ、本条項に定める職務を誠意を持って遂行するよう責任を持って指導します。

2 計画作成担当者は、甲の心身の状況及びその有する能力、おかれている環境等の評価に基づき、甲が人間的で自立した日常生活を営むことができるよ

う、本施設の他の従業者と協議の上、特定施設・介護予防特定施設サービス計画案を作成し、それを甲及びその家族等に説明し、その同意を得るものとします。

- 3 特定施設・介護予防特定施設サービス計画には、本施設で提供するサービスの目標、その達成時期、特定施設・介護予防特定施設入居者生活介護サービスの内容、特定施設・介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載します。
- 4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設生活介護サービスの目的に従い、特定施設・介護予防特定施設サービス計画の変更を行います。
 - 甲の心身の状況等の変化により、当該特定施設・介護予防特定施設サービス計画を変更する必要がある場合
 - 二 甲が特定施設・介護予防特定施設サービス計画の変更を希望する場合
- 5 乙は、前項に定める特定施設サービス計画の変更を行う際には、甲及びその家族等に対し説明し、その同意を得るものとします。

第5条 （特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスの内容及びその提供）

乙は、前条により作成された特定施設・介護予防特定施設サービス計画に基づき、甲に対し特定施設・介護予防特定施設サービスを提供します。各種サービスの内容は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 乙は、甲に対し、前条により甲のための特定施設・介護予防特定施設サービス計画が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に依りて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。
- 3 乙は、甲の特定施設入所者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、契約終了の日から5年間保存します。
- 4 甲及びその家族等は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。但し、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

第6条 （身体拘束その他の行動制限）

乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し、隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。

第7条 （介護の場所）

乙は、甲のより適切な介護のため必要とする場合には、介護専用居室又は一時介護室において甲を介護します。

- 2 前項の必要性の判断は、甲の主治医もしくは協力医療機関の医師の意見を聞いて行うこととします。なお、緊急の場合で医師の意見を事前に求めることができなかつたときは、事後速やかに医師の意見を聞き、適切な措置をとります。
- 3 乙は、第1項の判断に際し、甲又は甲の家族等の意見を聞くこととします。

第8条 （協力義務）

甲は、乙が甲のため特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

第9条 （苦情解決）

乙は、乙が提供した特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスについて甲及びその家族等からの苦情を受け付ける窓口を設置して、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 2 乙は、甲及びその家族等が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し不利益な取扱いをすることはありません。

第10条 （緊急時の対応）

乙は、現に特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供を行っているときに甲の容態が急変した場合その他必要な場合は、速やかに甲の主治医又は協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

第11条 （費用）

乙が提供する特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。
- 3 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。
- 4 乙は、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対し領収書を発行します。領収書には、乙が提供した各種サービス毎の介護保険給付対象となるものと対象外の区別、領収金額の内訳を明記します。

- 5 乙は、施設サービスの要介護状態区分毎の利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 6 乙は、介護保険給付外のサービス利用料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、変更を行う日の1ヶ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

第12条 (法定代理受領サービスの同意)

甲は、甲が乙に支払うべき特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村から給付を受ける額の限度において、甲に代わって市町村から支払いを受けることに同意します。

第13条 (他の居宅サービスの利用)

甲のための特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供に必要な居宅サービスで、乙により提供ができない場合に、甲が他の指定居宅サービス事業者からサービスを受けることができます。

第14条 (秘密保持義務等)

乙及びその従業者は、正当な理由が無い限り、特定施設入居者生活介護サービスを提供する上で知り得た甲又はその家族等に関する事項を漏らしません。この秘密保持義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 乙は、甲に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に甲に関する心身等の情報を提供できるものとします。

第15条 (甲の解除権)

甲は、7日間以上の予告期間を持って、いつでもこの契約を解除することができます。

一 乙もしくはサービス従業者が正当な理由無く本契約に定める特定施設入居者生活介護サービスを実施しない場合。

二 乙もしくはサービス従業者が第14条に定める秘密保持義務に違反した時。

三 乙もしくはサービス従業者が故意又は過失により甲の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

四 他の利用者が甲の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

第 16 条 （乙の解除権）

乙は、甲が次の各号に該当する場合は、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- 一 甲が正当な理由無く、サービス料金の支払いを3ヶ月以上遅滞し、文書による利用料などの支払いの催告を行ったにも係らず、催告の日から14日以内にその支払いが無い場合。
- 二 甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みが無く、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったとき。
- 三 甲が、故意又は重大な過失により乙又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

第 17 条 （契約の終了）

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約を終了します。

- 一 甲が、要介護（支援）の認定更新において、自立と認定された場合。
- 二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 三 第15条に基づき、甲が契約を解除したとき。
- 四 第16条に基づき、乙が契約を解除したとき。
- 五 甲が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院（概ね3ヶ月以上）をしたとき。
- 六 甲と乙の間で、施設入居・利用契約が終了したとき。
- 七 甲が死亡したとき。

第 18 条 （損害賠償）

乙は、特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービス提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。

第 19 条 （損害賠償がなされない場合）

乙は、自己の責に帰すべき事由が無い限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れます。

- 一 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。

- 二 甲が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- 三 甲の急激な体調の変化等、乙の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- 四 甲が、乙もしくはサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

第 20 条 （乙の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

乙は、本契約の期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、甲に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス料金の支払いを請求することはできないものとします。

第 21 条 （身元引受人）

乙は甲に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、甲に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

2 身元引受人は以下の責任を負います。

- 一 甲が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- 二 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
- 三 甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をとること。

第 22 条 （合意裁判管轄）

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、乙の所在地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることを、甲、乙は予め合意します。

第 23 条 （協議事項）

この契約に定めのない事項について問題が生じた場合には、乙は、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い関係法令に従い、甲乙及び甲の身元引受人が協議の上、誠意を持って解決するものとします。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙署名押印して1通ずつを保有します。

平成 年 月 日

ご契約者（甲） 私は、以上の契約内容につき説明を受け、内容を確認しました。私は、この契約の定めるところに従い、貴施設において、各種サービスを利用することを申し込みます。

住 所

氏 名 印
電話番号

署名代行者 私は、下記の理由により、契約者に代わって、上記の署名を行いました。
理 由（ ）
私は、契約者の契約意思を確認しました。

住 所

氏 名 印
電話番号

身元引受人 私は、以上契約の内容につき、貴施設から説明を受け、身元引受人としての責任について理解しました。

住 所

氏 名 印
電話番号

事業者（乙） 当事業者は、指定特定施設入居者生活介護事業者・介護予防特定施設入居者生活介護事業者として甲の申込を受諾し、ここに定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。

法人名 大阪府社会福祉事業団
所在地 大阪府箕面市白島三丁目5番50号
代表者名 理 事 長 行 松 英 明
施設所在地 堺市美原区平尾2196
名 称 軽費老人ホーム（ケアハウス）和風荘
代表者名 荘 長 辻 宅 一 博 印
電話番号 072-361-6093